

退職者の皆様へ

退職手当金の支給について(加入期間3年以上)

静岡県社会福祉事業共済会(県共済会)からの退職手当金について

- ① 県共済会からの退職手当金は、加入期間が3年以上の方に支給されます。
- ② 県共済会からの退職手当金は、制度上、共済会から法人へ送金されます。原則として県共済会が請求書を受け付けてから1か月程度で法人への送金を行っています。ただし、年度当初に受け付けた請求については、もう少し時間がかかります。
- ③ その後、法人から貴方様への支給となります。
- ④ 支給時期、書類状況等については、法人又は県共済会までお問い合わせください。
なお、支給額については、本会ホームページ 運営規則 別表にて公開しております。

一般財団法人 静岡県社会福祉事業共済会
〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70
TEL：054-254-5243 FAX：054-254-5249